



高齢者悪質商法被害防止共同キャンペーン

毎年9月を「高齢者悪質商法被害防止共同キャンペーン月間」とし、千葉市を含む関東甲信越の1都9県6政令指定都市及び国民生活センターが、共同で啓発や消費生活相談窓口等の周知を行い、高齢者の消費者トラブルの未然防止・早期発見に努めています。



■ リフレットを配布(各区役所、図書館など)

リーフレットの内容は
こちらをご覧ください ▶▶



■ 高齢者(65歳以上)向け特別電話相談を実施

【日 時】 令和8年9月17日(木)・18日(金)

午前9時～午後4時30分

【相談専用電話】 **043-207-3000**

令和7年度に急増！高齢者に多い消費者トラブル事例

令和7年度に相談件数が急増した、高齢者(65歳以上)に多い消費者トラブルと対策をご紹介します。

前年度圏外⇒5位

事例1 電気工事のトラブル

自宅が停電し、スマートフォンで検索した業者を呼んだら「分電盤の交換が必要」と言われ、高額な料金を請求された。



トラブルに遭わないために



スマートフォンで焦って検索した業者にすぐ依頼せず、まずは契約している大手電力会社や地域の送配電事業者へ連絡・相談しましょう。

前年度圏外⇒6位

事例2 光ファイバー通信等に関するトラブル

訪問してきた業者から、今より料金が安くなると言われ、テレビと電話を光回線に変更したが、毎月の利用料金が以前より高額になってしまった。

※光ファイバーとは、インターネットのほか、固定電話(光電話)にも使われる高速回線。



トラブルに遭わないために



その場ですぐに契約せず、家族や身近な人に相談しましょう。

【消費生活センターからのお知らせ】 **9月12日(土)はシステム変更のため消費生活相談をお休みします。**ご相談は9月14日(月)以降にお願いいたします。

商品・サービスの契約トラブルは消費生活センターへ

消費者ホットライン(全国共通) **188(いやや)**

(原則として、最寄りの消費生活センター等の消費生活相談窓口を案内します)

千葉市消費生活センター直通:043-207-3000

音声コード「Uni-Voice」をスマートフォン専用アプリなどで読み取ると、音声で内容が確認できます。

